豊橋市ホームページ広告掲載実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、市が公開及び管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

（広告の種類及び定義）

第２条　市ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告（市ホームページに表示する広告画像で、広告主の指定するウェブサイトにリンクするものをいう。）とする。

（広告の掲載要件）

第３条　広告は、豊橋市広告掲載要綱（以下「広告掲載要綱」という。）第３条及び豊橋市広告掲載基準（以下「広告掲載基準」という。）に適合するものでなければならない。

（広告の規格等）

第４条　広告の掲載位置、規格、その他の広告掲載に関する具体的な基準は、別に定める豊橋市ホームページ広告掲載実施要綱別則（以下「別則」という。）による。

（広告掲載枠の売渡し）

第５条　市は、市ホームページの広告掲載枠を、一括して広告取扱事業者（以下「受注者」という。）に売り渡すものとする。

２　前項の売渡しに関する契約の締結及び業務の履行については、この要綱、別則及び別に定める仕様書による。

（事前審査）

第６条　前条の規定により広告掲載枠の売り渡しを受けた受注者は、市ホームページに広告を掲載しようとするときは、当該広告及びリンク先のウェブサイトについて、広告掲載要綱、広告掲載基準、この要綱及び別則に基づき事前審査を行い、修正等の必要があるときは、速やかに必要な措置を講ずるものとする。

（掲載の申請）

第７条　受注者は、前条の規定による事前審査により適当と認めた広告について、市ホームページバナー広告掲載申請書（様式第１）に掲載しようとする広告原稿及び関係資料を添えて、市長に申請するものとする。

（掲載の決定等）

第８条　市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容について審査を行

い、広告掲載の可否を決定し、市ホームページバナー広告掲載決定通知書（様式第２）により受注者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査において、申請に係る広告及びリンク先のウェブサイトの内容が広告掲載要綱、広告掲載基準、この要綱又は別則のいずれかの規定に適合しないと認めるときは、受注者に対し、当該広告等の内容の変更を求めることができる。

（申請内容の変更等）

第９条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、市ホームページバナー広告掲載変更申出書（様式第３）により、速やかに市長に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他特別の事情があるときは、この限りでない。

（１）　広告原稿又はリンク先のウェブサイトを変更するとき。

（２）　市ホームページバナー広告掲載申請書又は添付書類の記載内容に変更があったとき。

２　市長は、前項の規定による申出があったときは、その内容について審査を行い、変更の可否を決定し、市ホームページバナー広告掲載変更決定通知書（様式第４）により、受注者に通知するものとする。

（掲載の取りやめ）

第 10 条　受注者は、広告主の都合等により広告掲載を取りやめるときは、市ホームページバナー広告掲載取りやめ届（様式第５）により、速やかに市長に届け出なければならない。

２　前項の規定により広告の掲載を取りやめた場合において、既納の掲載料は返還しない。

（広告内容等の変更）

第 11 条 市長は、掲載が決定された広告においても、広告及びリンク先のウェブサイト等が広告掲載要綱、広告掲載基準、この要綱又は別則のいずれかの規定に違反すると認めるときは、受注者に対して当該広告等の変更を求めることができる。

（掲載決定の取消し等）

第 12 条 市長は、受注者が前条の規定による変更の求めに応じないとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載を一時停止することができる。

（１）　偽りその他不正な手段により第８条第１項の規定による掲載の決定を受けたとき。

（2） その他、市ホームページへの掲載が適当でないと市長が認めたとき。

２　市は、前項の規定による取消し等により受注者又は広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

（責任の所在）

第13条　掲載された広告の内容及びリンク先のウェブサイトの内容並びにこれらに関するトラブル等については、広告主の責任及び負担において対応するものとし、市はその責任を負わない。

（損害賠償）

第14条　広告掲載要綱、広告掲載基準、この要綱又は別則のいずれかの規定に違反した広告掲載内容により市が損害を受けた場合は、市長は広告主に対し、損害賠償を請求することができる。

（審査会）

第15条　広告の掲載に関する事項を審査するため、広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

３　委員長は、企画部長をもって充てる。

４　委員は、広報広聴課長、政策企画課長、秘書課長をもって充てる。

（会議）

第16条　審査会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

２　委員長は、委員がやむを得ず会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

３　やむを得ない事由により会議を開催できないときは、委員長及び委員の書面による審査をもって、当該会議による審査に代えることができる。

４　委員長は、広告の内容により、関係部局の担当課長その他委員長が必要と認める者を会議に出席させ、又はその意見を聴くことができる。

（庶務）

第17条　審査会の庶務は、広報広聴課において処理する。

（雑則）

第18条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和８年10月１日から施行する。

様式第１（第７条関係）

年　　月　　日

市ホームページバナー広告掲載申請書

豊橋市長　　様

（広告取扱事業者）
住　所

氏　名
（法人の場合は、名称及び代表者）
（電話　　）

豊橋市ホームページ広告掲載実施要綱第７条の規定により、次のとおり申請します。

広告掲載希望者	所在地		〒　－
	名称		
	代表者役職名・氏名		
	担当者氏名		
	連絡先	TEL	
		FAX	
		Eメール	
	業種		
掲載希望期間			年　月分　から　年　月分（　か月）
リンク先ＵＲＬ			http://
添付資料			広告原稿（デザイン画及び電子データ）
			会社概要（登記簿謄本の写し等）
			承諾書（市税の滞納額が無い証明を交付申請するためのもの）
			許可・登録・資格等が必要な業種については、それを証明するものの写し

様式第２（第８条関係）

年　　月　　日

市ホームページバナー広告掲載決定通知書

（広告取扱事業者）様

豊橋市長

　　年　　月　　日付で申請がありました市ホームページバナー広告掲載について、次のとおり決定しましたので、豊橋市ホームページ広告掲載実施要綱第８条第１項の規定により通知します。

決 定 区 分		□　掲載する □　掲載しない 理由（　　）
広告掲載希望者	所　在　地	〒　　－
	名　　称	
	代表者役職名・氏名	
掲載期間		年　　月分　から　　年　　月分（　　か月）

担当　豊橋市役所企画部広報広聴課
TEL (0532)51-2165
FAX (0532)56-5711

様式第３（第９条関係）

年　　月　　日

市ホームページバナー広告掲載変更申出書

豊橋市長　　様

（広告取扱事業者）
住　所

氏　名
（法人の場合は、名称及び代表者）
（電話　　）

豊橋市ホームページ広告掲載実施要綱第９条第１項の規定により、次のとおり変更を申し出します。

広告掲載者	所　在　地	〒　　－
	名　　称	
	代表者役職名・氏名	
掲載変更希望日		年　　月　　日
掲載変更理由		
変更後の リンク先ＵＲＬ		http:// （リンク先の変更が必要ない場合、記入は不要です。）
変更後の 広告の内容		（広告原稿を変更する場合は、デザイン画及び電子データも添付してください。）

様式第４（第９条関係）

年　　月　　日

市ホームページバナー広告掲載変更決定通知書

（広告取扱事業者）様

豊橋市長

年　　月　　日付で申し出がありました市ホームページバナー広告掲載変更について、次のとおり決定しましたので、豊橋市ホームページ広告掲載実施要綱第９条第２項の規定により通知します。

決 定 区 分		□　掲載変更する □　掲載変更しない 理由（　　）
広告掲載者	所　在　地	〒　－
	名　　称	
	代表者役職名・氏名	
掲載変更日		年　　月　　日

担当　豊橋市役所企画部広報広聴課
TEL (0532)51-2165
FAX (0532)56-5711

様式第５（第 10 条関係）

年　　月　　日

市ホームページバナー広告掲載取りやめ届

豊橋市長　　様

（広告取扱事業者）
住　所

氏　名
（法人の場合は、名称及び代表者）
（電話　　）

豊橋市ホームページ広告掲載実施要綱第 10 条第１項の規定により、次のとおり届け出します。

広告掲載者	所　在　地	〒　　－
	名　　称	
	代表者役職名・氏名	
掲載取りやめ希望日		年　　月　　日
広告掲載取りやめ理由		
掲載料の返還に関する確認事項		□　広告の掲載を取りやめた場合、豊橋市ホームページ広告掲載実施要綱第 10 条第２項の規定に基づき、既納の掲載料が返還されないことを確認しました。

年　　月　　日

承　諾　書

豊橋市長　　様

住　所

氏　名
（法人の場合は、名称及び代表者）
（電話　　）

豊橋市ホームページバナー広告掲載申請に当たり、豊橋市広告掲載基準第２条第15号に規定する要件確認のため、市税及び国民健康保険税の滞納額を閲覧することには差し支えありません。